

条 例 案 提 出 書

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第 12 条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 2 月 5 日

神奈川県議会議長 梅 沢 裕 之 殿

提出者	神奈川県議会議員	しきだ 博 昭
同		松 崎 淳
同		佐々木 正 行
同		近 藤 大 輔
同		相 原 高 広
同		井 坂 新 哉
同		くさか 景 子
同		田 中 信 次
同		田 中 徳一郎
同		栄 居 学
同		谷口 かずふみ
同		細 谷 政 幸
同		杉 本 透
同		市 川 よし子

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「証拠書類等」の次に「（以下「会計帳簿等」という。）」を加える。

第13条第1項中「（以下「収支報告書」という。）」を削り、「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類等」を「会計帳簿等」に改める。

第16条の見出しを「（収支報告書等の閲覧）」に改め、同条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、「ときは」の次に「、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条から第7条までの規定の例により非公開とされる情報を除き」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条の規定は、平成27年3月31日以前に交付された政務活動費に係るこの条例による改正後の第12条第2項に規定する会計帳簿等の写しについては適用しない。

（提案理由）

政務活動費に係る会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しを閲覧に供することとするほか、所要の改正をしたいので提案するものであります。